【No.７】当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の連結親法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人等であるにもかかわらず、年 800 万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。

また、連結親法人が適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前３年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が 15 億円を超える連結法人等）であるにもかかわらず、年 800 万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.１】電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.２】連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。

① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
③ 勘定科目内訳明細書
④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第３条）

【No.５】15 欄及び 43 欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.３】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.６】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の 56 欄～59 欄により計算していますか。

【No.６】40 欄の金額は、別表六の二（二）の 20 欄の金額と一致していますか。

別表一の二　各連結事業年度の連結所得に係る申告書……令三・四・一以後終了連結事業年度等分

連結親法人整理番号
法人区分　普通法人（特定の医療法人を除く。）　協同組合等又は特定の医療法人
期末現在の資本金の額又は出資金の額　円　非中小法人
同非区分　特定同族会社　同族会社　非同族会社
旧納税地及び旧法人名等
添付書類
※税務署処理欄

年度分の法人税　申告書
年度分の地方法人税　申告書

翌年以降送付要否	要	不	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有		税理士法第33条の２の書面提出有	有	

この申告書による法人税

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）	1		
法人税額 (53)＋(54)＋(55)	2		
法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「４」）	3		
差引法人税額 (2)－(3)	4		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		
土地譲渡利益金額 課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6		
同上に対する税額 (22)＋(23)＋(24)	7		
連結留保金額 課税連結留保金額（別表三の二「４」）	8		
同上に対する税額（別表三の二「８」）	9		
法人税額計 (4)＋(5)＋(7)＋(9)	10		
分配等控除外国税相当額及び外国関係会社等に			
(10)－(11)－(12)－(13)	14		
連結中間申告分の法人税額	15		
差引確定（連結中間申告の場合は法人税額（その税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入）	16		

金額 (25)＋(26)＋(27)	28		
この申告がある場合の修正 この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (60)	29		
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (65)	30	外	
連結欠損金等の当期 （別表七の二「3の計」）			
翌期へ繰り越す連結 （別表七の二「5の			

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 基準法人税額 連結所得の金額に対する法人税額 (4)＋(5)＋(7)＋(10)の外書	33		
減税連結留保金額に対する法人税額 (9)	34		
課税標準法人税額 (33)＋(34)	35		
地方法人税額 (58)	36		
課税連結留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		
所得地方法人税額 (36)＋(37)	38		
分配等控除外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額	39		
外国税額の控除額（別表六の二(二)「20」）	40		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		
差引地方法人税額 (38)－(39)－(40)－(41)	42		
中間申告分の地方法人税額	43		
差引確定（中間申告の場合はその地方法人税額（税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入）	44		

この申告による還付金額 (43)－(42)	45	外	
この申告前の課税標準法人税額 (70)	48		
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49		

還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金
郵便局名等			
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
※税務署処理欄			

税理士署名	